【CLOメルマガ】パワハラ防止法

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン 第7号

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

今号では、令和2年6月1日に施行されたパワハラ防止法を中心に取り上げましたので、ご参照いただければ幸いです。

今号の目次

- 1. パワハラ防止法
- 2. 金融商品取引法における課徴金事例集~不公正取引編~
- 3. 民法改正~保証~

【パワハラ防止法】

以下は、事務所ウェブサイトに公表している「パワハラ防止法の概要」の要約です。 全文をご覧いただくにはこちらの URL から (https://www.clo.jp/column/2512/)

1 労働施策総合推進法の改正(パワハラ防止法の成立)

令和元年 5 月 29 日、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(労働施策総合推進法)の改正法が成立し、同年 6 月 5 日に公布されました。この改正法は「パワハラ防止法」と呼ばれ、令和 2 年 6 月 1 日に施行されました(中小事業主については、令和 4 年 3 月 31 日までは努力義務とされています。)。

2 パワハラ防止法の概要

(1) パワーハラスメントの定義及び事業主の措置義務

従前、「パワーハラスメント」について法律上の定義はなく、パワーハラスメントを直接の対象とした法規制はなされておりませんでした。改正労働施策総合推進法は、パワーハラスメントを、「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの」と定義し、事業者に対し、当該言動により「労働者の就業環境が害されることのないよう」、当該労働者の相談に応じ、適切

に対応するために必要な体制の整備その他雇用管理上必要な措置を講ずることを 義務づけております(第 30 条の 2 第 1 項)。また、事業主は、労働者がパワーハラス メントの相談を行ったこと、または事業主による相談対応に協力する際に事実を述べ たことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをすることが禁止されています(同条 2 項)。

(2) 紛争解決制度の整備

パワーハラスメントに関する労働者と事業主の紛争が生じた場合、都道府県労働局長による助言、指導または勧告(第30条の5)、紛争調整委員会による調停(第30条の6)の対象とされています。

(3) 履行確保のための措置

厚生労働大臣は、従前から労働施策総合推進法の施行に関し必要があるときは、 事業主に対して助言、指導または勧告することが可能でしたが(第 33 条)、改正後 は、措置義務に違反している従業主が勧告に従わないときは、その旨を公表すること ができることになりました(同条 2 項)。

<この記事に関するお問い合わせ先> 弁護士 宮本 庸弘(<u>miyamoto_n @clo.gr.jp</u>)

【「金融商品取引法における課徴金事例集~不公正取引編~」が公表されました】

令和2年6月24日、証券取引等監視委員会は、「金融商品取引法における課徴金事例集~不公正取引編~」を公表しました。本課徴金事例集は、直近のインサイダー取引に関する課徴金勧告事案の特徴など示唆に富むものとなっていますので、その概要等をご説明いたします。(記事へのリンク:

https://www.clo.jp/column/2510/)

<この記事に関するお問い合わせ先> 弁護士 鍜治 雄一(<u>kaji_y@clo.gr.jp</u>)

【民法改正(保証)】

令和2年4月1日に施行された改正民法において、貸金等根保証契約以外の個人根保証契約に対しても極度額の設定が義務付けられたほか、事業用融資における第三者保証の制限、保証人に対する各種の情報提供義務といった規律が設けられました。本稿では、これらの改正内容について、ご説明いたします。(記事へのリンク: https://www.clo.jp/column/2511/)

<この記事に関するお問い合わせ先> 弁護士 江藤 寿美怜(eto_s @clo.gr.jp)

※本メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていた だいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないように お願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

(clo_mlstop@clo.gr.jp_)

............

弁護士法人中央総合法律事務所(http://www.clo.jp/)

(大阪事務所)

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階(受付5階)

TEL:06-6365-8111 FAX:06-6365-8289

(東京事務所)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 18階

TEL:03-3539-1877 FAX:03-3539-1878

(京都事務所)

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階 TEL:075-257-7411 FAX:075-257-7433

Copyright (C) Chuo Sogo Law Office, P.C.

ΑII	Ri	gh	ts	F	₹e	S	er	V	ed	l.																
		•				•			•		•	•			•	 •	•	 	•	•	•			•		